

協議事項 1

兵庫県感染症対策連携協議会感染症対策専門部会長の選出について

1. 部会長の選出に関する規則上の規定について

○兵庫県感染症対策連携協議会開催要綱（抜粋） （部会の開催） 第6条 協議事項の一部について、委員及び専門委員（以下「委員等」という。）による協議が必要な場合は、部会を開催することができる。 2 部会を構成する委員等（以下「部会委員」という。）は、保健医療部長が指名する。 3 部会の議事を進行するため、部会委員の互選により、部会長を選任する。
--

規則上、部会長については、委員の互選により定めることとされております。

2. 部会長の提案について

書面開催により部会長を選出するにあたり、事務局としましては、橋本寛委員を部会長としてお願いすることを提案させていただきます。

（事務局提案）

役 職	氏 名	備 考
部会長	橋本 寛	兵庫県医師会 副会長

3. 選任

橋本寛委員を部会長に選任することについて、別紙【回答用紙】によりご回答をお願いいたします。